

一般競争入札参加希望業者募集公告

伊方町有害鳥獣連絡会が実施する伊方町鳥獣被害防止総合対策事業について、次のとおり一般競争入札を執行しますので、入札参加を希望する業者は、下記のとおり、入札参加希望申出書等を提出してください。

令和7年11月5日

伊方町有害鳥獣連絡会
会長 津田 正 利

記

1 一般競争入札(郵便入札)に付する事項

- (1) 事業名
令和7年度伊方町鳥獣被害防止総合対策事業（箱わな納入業務）
- (2) 事業内容及び仕様
別紙、仕様書のとおり
- (3) 事業期間
契約締結日の翌日から令和7年12月19日まで

2 入札参加の申出

入札の参加を希望する者は、次の提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出書類
 - ① 入札参加希望申出書（様式1）
 - ② 契約に係る指名停止等に関する申立書（様式2）
 - ③ 入札物品の同等品等の業務実績調書（様式3）
 - ④ 応札物品承認申請書
- (2) 提出方法
郵送により提出、または下記の提出場所まで持参すること。
（郵送の場合は、書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによる。）
- (3) 受付期間
公告日から令和7年11月19日(水)まで(午後5時15分必着)とする。
- (4) 提出場所
〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
伊方町役場 農林水産課（伊方町有害鳥獣連絡会 事務局）
TEL：0894-38-2658 FAX：0894-38-1373

3 入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たし、当該入札に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 物品納入後、必要時に迅速かつ適切に部品等の修理、調達等の対応ができる者。
- (2) 過去に自治体、農業団体、各地域等鳥獣被害対策協議会等に入札物品と同等品、またはこれに類する物品の納品実績を有し、誠実に履行できる者で、当該入札に係る契約を締結する能力を有する者。
- (3) 公告から入札までの期間において、地方公共団体等において指名停止等をうけてない者。

- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は伊方町暴力団排除条例（平成23年伊方町条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる者ではないこと。

4 入札参加資格の決定

入札参加資格の有無について、審査後、随時通知します。

5 入札日時及び場所

- (1) 日 時 **令和7年11月25日(火) 午後14時00分**
- (2) 場 所 伊方町役場 6階控室2
- (3) そ の 他 入札は、町及び県の職員立会により執行します。なお、入札者で立会を希望する場合は、立会をすることができます。
立会希望者は、入札前日の午後3時までにお申し出ください。

6 入札方法等

- (1) 入札書の提出は、指定した様式による入札書を指定した入札書到着期日までに郵送又は持参により提出すること。なお、入札書の送付先は、次の通りとする。
〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
伊方町役場 農林水産課（伊方町有害鳥獣連絡会 事務局）
- (2) **入札書到達期限は、令和7年11月21日(金)午後5時15分までに上記送付先に届くように**提出すること。
- (3) 入札書を提出する時期は、当該事業の入札参加資格の決定日以降とすること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（入札書記載金額は消費税抜きとする。）
- (5) 入札書記載金額は、アラビア数字によること。
- (6) 詳細については伊方町郵便入札心得によるものとする。

7 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

8 入札辞退

- (1) 入札参加資格がある旨の確認を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）は、入札の完了に至るまでは入札を辞退することができる。
- (2) 入札参加資格者は、入札を辞退するときは、入札辞退届を入札日の前日までに担当者に直接持参するか若しくは郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により申し出るものとする。（郵送の場合には、その旨を封筒に明記。）
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けないものではない。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札書到着期限日を過ぎて届いた入札
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 複数の入札書が封入された封筒による入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定

- (1) 入札者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上いるときは、くじ引きにより決定する。

11 契約の締結

契約の締結は、落札が決定した日の翌日から起算して5日以内（土日・祝日は除く）に契約書に記名押印しなければならない。ただし、特別の事情等がある場合、その他会長が必要と認めた場合は、この期間を延長とすることができる。

12 その他

- (1) 契約金の支払いは、完了払とし、請求があった日から30日以内とする。
- (2) 入札参加者及び落札者は、この入札公告及びその他の法令を遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、この入札公告等について、不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

13 問合せ先

伊方町役場 農林水産課 農水産業支援センター内

伊方町有害鳥獣連絡会 事務局（内山、松平）

T E L : 0894-38-2658

F A X : 0894-38-1373

メール uchiyama-toyoaki@town.ikata.ehime.jp

仕 様 書

名 称	仕 様		数 量	備 考
箱わな (大型獣用)	1. 寸法	H1,000mm×W1,000mm×D2,000mm以上	17基	
	2. 格子構造	格子(線径 φ6mm以上) 網ピッチは100mm以下		
	3. 型	組み立て、分解式		
	4. 扉	両開き (片開きとしても使用可能な事)		
	5. 材質	鉄製 (長期間耐えうる耐久性が必要なため、錆止め加工等を施したもの)		
	6. 安全装置	扉落下防止装置 (安全ピン等)		
	7. ロック装置	捕獲した獣が自力で脱出できない装置		

注1：上記仕様7項目を全て満たすこと

注2：納入は指定日までに、指定箇所（伊方町役場前駐車場）に納品すること（フォークリフト有）

注3：納入に係る経費（運搬費等）は受注者負担とする

令和7年度伊方町鳥獣被害防止総合対策事業（箱わな納入業務）

設 計 書

伊方町有害鳥獣連絡会

設 計 書

名 称	規格・形状	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
箱わな	大型獣用（イノシシ）					
	※仕様書参照	基	17			仕様書同等以上
消費税相当額		式	1			10%
合 計						